

質 問 回 答 書

令和6年7月5日

「令和6年度導入学校教育用プロジェクト等賃貸借業務」に関し、以下の事項についての質問回答を行います。

吹田市学校教育部
教育センター

回 答 事 項

No	資料名称	ページ	項目	記述内容	質問内容	質問回答内容
1	仕様書	4	(2)本業務で調達する機器及び想定する作業	・付帯する作業 プロジェクタ・無線LANアクセスポイント及び画像転送装置の取り付け工事	機器設置予定箇所について、石綿含有の有無の事前調査は行われていますでしょうか。行われている場合、各学校の含有の有無をご教示いただけますでしょうか。	機器設置予定箇所の石綿含有調査は行っておりません。壁面についてはアスベストの使用はありませんが、天井についてはみなし(レベル3)としてください。
2	仕様書	4	(2)本業務で調達する機器及び想定する作業	・付帯する作業 プロジェクタ・無線LANアクセスポイント及び画像転送装置の取り付け工事	石綿含有の有無の事前調査が行われていない場合、含有を前提に対策する必要がありますが、対策にかかる費用は落札者の負担との認識でよろしいでしょうか。	受注者において追加の調査等の対策が必要と判断した場合、かかる費用は受注者負担となります。
3	仕様書	8	(2)取り付け工事の日程について	・大規模改修等により、工事事業者が立ち入りでない日程が存在するため、その場合は業務開始後の取付も可とする。	7/19入札から8/1リリース開始というタイトなスケジュールとなっているため、機器納期等やむを得ない事由がある場合は、大規模改修対象校以外も業務開始後の取付となることをご了承いただけますでしょうか。	別途協議の上で調整することとします。
4	仕様書	9	(1)機器の保守要件	・障害発生時には、別途契約する運用事業者が1次切り分けや簡易な障害対応、問い合わせ回答を行うが、本業務で調達した機器の保守が必要な場合（故障や設定の見直し）は、別途契約する運用業者または当市から連絡するため、速やかに対応すること。	障害の1次切り分けと保守対応後の設定作業は貴市契約運用事業者にて実施とのことですが、画像転送装置と無線LANアクセスポイントについて、学校様への影響を最小限にするため故障機の取り外し、正常機の取付を切り分けの際に貴市契約運用事業者にて実施いただくことは可能でしょうか。	本業務による保守対象機器であることから、オンサイト保守時の機器取り外し及び取り付けについては受注者によって行うものとします。
5	仕様書	9	(1)機器の保守要件	・障害発生時の保守対応はオンサイト保守で実施すること。	メーカーにて保守の準備がないものやセンドバック修理のみの機器については予備機との交換対応でも可としていただけますでしょうか。	可とします。
5	仕様書	9	(1)機器の保守要件	・障害発生時の保守対応はオンサイト保守で実施すること。	無線LANアクセスポイントと画像転送装置については予備機をご用意する想定ですが、保守のリードタイム短縮のため、予備機を貴市或いは貴市契約運用事業者にて保管いただくことは可能でしょうか。	可とします。